

静岡医療科学専門大学校		学科	氏 名	
学 生 番 号		生年月日	年	月 日生
種 類	病 名			
第 1 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る) 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであって 血清亜型が H5N1 であるものに限ることとし「鳥インフルエンザ (H5N1)」という)			
第 2 種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ H5N1 を除く) 百日咳 麻疹 結核 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 髄膜炎菌性髄膜炎			
第 3 種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 ()			
令和	年	月	日	から
		<input type="checkbox"/> 登校停止の必要があることを連絡します (登校停止期間は裏面に記載)		
		<input type="checkbox"/> 登校に差し支えのないことを証明します		

医療機関名

令和 年 月 日

医師氏名

印

《出席停止の期間》 学校保健安全法より

一	第 1 種の感染症にかかった者は、治癒するまで。
二	第 2 種の感染症 (結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。)にかかった者は、次の期間。 ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない イ インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)にあつては、 発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで ロ 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による 治療が終了するまで ハ 麻疹にあつては、解熱した後 3 日を経過するまで。 ニ 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、 かつ、全身状態が良好になるまで ホ 風しんにあつては、発しんが消失するまで ヘ 水痘にあつては、すべての発しんが痂皮化するまで ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
三	結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第 3 種の感染症にかかった者については、病状により学校医 その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
四	第 1 種若しくは第 2 種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている 疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
五	第 1 種又は第 2 種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と 認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間
六	第 1 種又は第 2 種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、 学校医の意見を聞いて適当と認める期間